

○西東京市社会教育委員会会議規則

西東京市社会教育委員会会議規則

平成13年6月26日

教委規則第49号

改正 平成19年6月29日教委規則第12号

(設置)

第1条 西東京市社会教育委員の会議（以下「会議」という。）については、この規則に定めるところによる。

（議長及び副議長）

第2条 会議に西東京市社会教育委員（以下「委員」という。）の互選による議長1名及び副議長1名を置く。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、この職務を行う。

(招集)

第3条 会議は、議長が招集する。

(部会)

第4条 議長は、会議において必要と認めるときは、専門の部会を置くことができる。

2 前項の部会は、議長の定める日までに会議に対して、必要な事項を会議に報告しなければならない。

（会議）

第5条 会議は委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育部社会教育課が処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日教委規則第12号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。